

栗国村告示第6号

栗国島パークゴルフ場の指定管理者募集要項

地方自治法第244条の2及び栗国島パークゴルフ場条例（以下「村条例」という。）第8条の規定により、次の施設の指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、「公の施設」の管理運営について、民間の能力を活用することにより、経費の節減とともに住民サービスの向上を図ろうとするもので、民間企業や各種法人、その他の団体が議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者とすることができます。

栗国村では「栗国島パークゴルフ場」の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を募集し、運営管理と住民サービスの向上及び経費の節減について、創意工夫のある提案を募集します。

【根拠法令抜粋】

◆ 地方自治法第244条の2(第1・2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

◆ 村条例

(管理の代行)

第8条 村長は、パークゴルフ場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条2第3項の規定により法人その他の団体であつて村が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、パークゴルフ場の管理を行わせることができる。

2 施設の名称及び位置

施設の名称 : 栗国島パークゴルフ場

施設の所在地 : 栗国村字西番屋原1548番地

施設の概要 : 仕様書のとおり

3 指定管理委託料 : (年間・税込) 7,945,000円

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 申請資格

- (1) 沖縄県内に事務所もしくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を伴う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本村における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
 - キ 栗国村に納めるべき村税等を滞納している者。ただし、特例措置を受けている者を除く。
- (3) 施設の管理運営能力を有する者であること。

6 申請書類

- (1) 申請書：指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）
- (2) 添付書類
 - ア 申請資格を有していることを証する書類
 - ① 4申請資格(1)、(3)関係
 - 法人の場合……法人登記簿の謄本
 - 団体の定款又は寄付行為の写し
 - 非法人の場合……団体の規約
 - ② 4(2)ア、イ関係
 - 法人の場合……不要
 - 非法人の場合……代表者の身分証明書
(市町村長発行のもの)
 - ③ 4(2)ウ、エ、オ関係
 - 4(2)ウ、エ、オに該当しない旨の申立書
 - ④ 4(2)カ関係
 - 納税義務がある場合……納税証明書
 - 納税義務がない場合……その旨を記載した申立書
 - ⑤ 4(2)キ関係

4(2)キに該当しない旨の申立書

イ 業務計画書

任意の様式（指定期間における年度別業務が把握できる書類を提出 してください。）

ウ 管理運営に関する収支計画書

任意の様式（指定期間における年度別収支を合計収支が把握できる書類で提出してください。）

エ 団体の経営状況を説明する書類

前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（若しくはこれらに類する団体の経営状況を証 する書類）

オ その他

- ・ ISO9000 S 及び ISO14000 S を取得している団体は、その登録証の写し
- ・ この要綱の 1 1 (5) に定める資格等を証明する書類の写し

7 申請書類の受付期間及び提出先

(1) 申請期間：令和 8 年 3 月 1 6 日（月）から

令和 8 年 3 月 2 3 日（月）まで

(2) 受付時間：週休日及び祝祭日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 提出先：粟国村役場 経済課

粟国村字東 4 8 3 番地

電話 0 9 8 - 9 8 8 - 2 2 5 8

(4) 提出方法：持参提出とする。

(5) 提出部数：正本 1 部、副本 5 部の 6 部とする。

8 選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者としての候補者を選定します。

(1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 業務計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の性質及び事業の内容に合致したものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

9 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、申請書類を提出した全ての団体に、文書にて通知します。

10 指定管理者の決定

指定管理者の候補者に選定された団体については、自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を栗国村議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。
栗国村議会への提案は、候補者選定後の臨時会を予定しています。

11 協定の締結

指定された団体と、施設の管理運営について細目の協議を行い、協定を締結します。

12 管理の基準

(栗国村パークゴルフ場の適正な管理のため必要不可欠な業務運営の基本的事項)

(1) 利用期間：通年

(2) 利用時間：午前9時から18時まで（受付は、17時まで）
ただし、村条例第4条第2項の規定により変更、休業できる

(3) 利用制限等について

村条例第6条の規定に基づき行ってください。

(4) 利用料金

ア 利用料金制度の採用

自治法第244条の2第8項の規定を採用します。

イ 利用料金の額及び免除

利用料金の額は、村条例第8条の規定に定める範囲内で、指定管理者が栗国村長の承認を得て決定します。

(5) 施設管理に伴う人員の確保及び資格等

ア 受付事務及び施設の管理運営が安全に行われるために必要な職員等を配置すること。

イ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため、専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

ウ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。

エ 利用者等の事故など、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する者を配置すること。

(6) 栗国村個人情報保護条例の適用

指定管理者は、栗国村個人情報保護条例第27条の規定により、栗国島パークゴルフ場の管理運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関して、適正な取扱い義務が課せられます。

13 指定管理者が行う業務

(1) 村条例第10条に規定される業務の実施に関すること。

(2) その他「栗国島パークゴルフ場の指定管理業務仕様書」のとおり

14 日程

- (1) 募集の公告……令和8年3月16日(月)
- (2) 募集要項の配布期間及び質問書の受付期間
令和8年3月16日(月)から令和8年3月18日(水)まで
- (3) 申請書提出期限……令和8年3月23日(月)
- (4) 指定管理者の候補者の決定……令和8年3月下旬を予定
- (5) 指定管理者の決定
令和8年3月下旬を予定

15 添付資料

- (1) 申請書類等の様式(別記様式第1号・別記様式第1号の2・別記様式第1号の3・附属様式第1号・附属様式第2号)
- (2) 施設の見取図
- (3) 粟国島パークゴルフ場の運営状況(令和3年度～令和7年度)
- (4) 粟国島パークゴルフ場の施設にかかる利用料金体系
- (5) 粟国島パークゴルフ場の管理運営業務処理要綱
- (6) 粟国島パークゴルフ場の指定管理業務仕様書

16 その他

- (1) 申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出後の申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則認められません。
- (3) 必要に応じて、申請者から申請書類の内容について、聴き取り調査を行います。
- (4) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

17 問合せ先

- (1) 申請手続き等に関する事項……6(3)に同じ
- (2) 施設の管理運営等に関する事項
粟国村役場経済課 担当:(新城)
TEL:098-988-2258
FAX:098-988-2464
E-mail:keizaitoukatu@vill.aguni.okinawa.jp

令和8年3月16日

粟国村長 上原 一宏

